平成２２年（ヒ）第２００４号
東京都港区愛宕２丁目５番１号
清算株式会社　株式会社グローバルコーポレーション
代表清算人　柴田　昭久
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　特別清算債権の定義
平成22年１月19日（特別清算開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した協定債権を「特別清算債権」とし、同債権を有する者を「債権者」という。
2　係争等債権の定義
債権者のうち、特別清算債権の存在又は内容が未確定である別表１記載の債権者を「係争等債権者」とし、その有する特別清算債権を「係争等債権」という。
3　係争財産の定義
特別清算株式会社の財産のうち、その存否につき第三者との間で係争が生じており、換価未了である別表２記載の「係争財産」をいう。
4　弁済における端数の処理
特別清算債権に対する弁済額の計算において生じる１円未満の端数は切り上げる。
5　弁済の場所
協定による弁済は、特別清算株式会社の清算人の所属する弁護士法人の東京事務所（東京都千代田区丸の内二丁目３番２号郵船ビルディング４階　弁護士法人淀屋橋・山上合同　東京事務所）において行う。
ただし、協定債権者がその費用を負担して特定の銀行口座への振込を求めたときは、銀行振込手続により実施する。
第２　協定債権の権利の変更
1　特別清算株式会社は、債権者株式会社プロジェホールディングス（以下､｢債権者プロジェ」という。)を除く債権者に対し、各債権者の特別清算債権のうち５万円以下につき全額を、５万円を超える部分につき0.5370％を､次に定める期間内に弁済する。
①　係争等債権者を除く債権者
本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内
②　係争等債権者
係争等債権が確定した日の１ヶ月後の日または本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月後の日のいずれか遅い日まで
2　特別清算株式会社は、債権者プロジェに対し、特別清算債権の0.1150％を、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に弁済する。
3　第１項及び第２項の弁済の後、係争等債権が全て確定し、かつ、係争財産の換価が完了したときは、特別清算株式会社は、債権者に対し、その時点において特別清算株式会社が有する現預金から必要な費用を控除した残額(以下､｢追加弁済原資」という。)を、次のとおり弁済する。
①　追加弁済原資の半額を、債権者プロジェを除く債権者に対し、各債権者の特別清算債権から第１項による弁済額を控除した金額の割合に応じて弁済する。
②　追加弁済原資の半額を、債権者プロジェに対し、弁済する。
4　各債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、特別清算株式会社に対し、各協定債権の総額から第１項ないし第３項に基づく各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
（別表省略）
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第３号
奈良県橿原市新賀町319番地25
清算株式会社　奈良センター株式会社
代表清算人　伊藤　忠紀
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権
1　定義
協定債権とは、会社法515条３項に定められた債権をいう。
2　協定債権の弁済及び免除
本協定認可決定確定後１ヶ月以内に、次の方法により弁済を行い、免除を受ける。
⑴　資産換価代金から精算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資総額とする。
⑵　弁済原資総額を第１の２による免除を受けた後の協定債権額により按分して各債権者に対する弁済額を算定する。
⑶　各債権者に対する弁済額を第１の２の方法により支払う。
⑷　各債権者は、前号の弁済を受けたときに、残余の協定債権を放棄する。
奈良地方裁判所葛城支部

平成２２年（ヒ）第４号
奈良県橿原市新賀町319番地25
清算株式会社　奈良建設株式会社
代表清算人　伊藤　忠紀
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権
1　定義
協定債権とは、会社法515条３項に定められた債権をいう。
2　協定債権の弁済及び免除
本協定認可決定確定後１ヶ月以内に、次の方法により弁済を行い、免除を受ける。
⑴　資産換価代金から精算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資総額とする。
⑵　弁済原資総額を第１の２による免除を受けた後の協定債権額により按分して各債権者に対する弁済額を算定する。
⑶　各債権者に対する弁済額を第１の２の方法により支払う。
⑷　各債権者は、前号の弁済を受けたときに、残余の協定債権を放棄する。
奈良地方裁判所葛城支部

再生手続開始

平成２２年（再）第１号
愛知県一宮市小信中島字仁井西55番地７
再生債務者　城後小児科こと　城後　　創
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年９月９日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年９月30日から平成22年10月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部